お知らせ

かかりつけ医機能報告制度
～令和８年１月から初回報告が開始されています～

◇地域医療部◇

昨年（2025年）４月に施行された「かかりつけ医機能報告制度」は、地域の医療機関が有する「かかりつけ医機能」の実施状況を都道府県知事に報告し、その情報を地域住民の医療機関選択や地域医療体制の整備に活用することを目的とした制度です。

報告は、全国の病院・診療所（特定機能病院・歯科を除く）が対象で、厚生労働省の「医療機関等情報支援システム（G-MIS)」を用いて行われます。

報告項目は、１号機能として日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能、また、１号機能を有する場合は、２号機能として通常の診療時間外の診療、入院時の支援、在宅医療の提供、介護サービス等との連携による医療提供など、かかりつけ医としての取組状況を把握するための事項が幅広く設けられております。

本制度の初回報告は令和８年（2026年）１月から開始されております。北海道においては、令和８年３月19日（木）を目途として報告いただくよう示されておりますので、未報告の医療機関におかれましては、可能な限りお早めにご対応くださいますようお願いいたします。

なお、G-MISによる入力は３月末まで可能とされています。

また、厚生労働省ホームページに「かかりつけ医機能報告マニュアル」およびG-MIS操作手順動画が掲載されておりますので、報告の際にご活用ください。

【厚生労働省ホームページ】
「かかりつけ医機能報告制度」掲載ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html